

請願第 23号

令和6年12月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

幸区在住者

ほか 51名

排水口（溝）の蓋の取替えを求める請願

請願の要旨

実地調査の結果、私たちの住む幸区内には、歩道上又は歩道上以外にある排水口若しくは排水溝の上に設置された蓋の穴によって通行の支障となっている場所が152か所あることが確認されています。これらは、蓋の穴につえの先が落ち込んだり、小さな子の足が挟まったり、グレーチング蓋を始め金属製の蓋により滑って転倒したりするなど危険であるため、通行に支障や危険が及ばないように、具体的な対策を施してください。

なお、改善を必要とするこうした状況は市内全域に共通するものと推察されますので、市全体の問題として検討してください。

請願の理由

1 現状及び通行の支障になっている排水口（溝）の態様

(1) 格子幅30ミリのグレーチング蓋

横断歩道上は47件、歩道だまりは8件、歩道上（歩道のない車道を含む。）は18件、排水溝は24件。

(2) コンクリート製の蓋の穴

横断歩道上は1件、歩道上（歩道のない車道を含む。）は47件、排水溝は5件。

(3) 金属製の蓋の穴

歩道上（歩道のない車道を含む。）は2件。

(1)、(2)、(3)の合計152件。

令和元年5月にも多摩区の住民から同じ趣旨の陳情がなされ、当時の市の方針は、30ミリのグレーチング蓋は歩道部分から必要に応じて順次交換するとしていましたが、幸区においては改善が進んでいるとは言い難く、私たちが3年前に歩道の改善要望を幸区長宛てに行った以降、排水口に関する課題105か所のうち、何らかの手立てが講じられているのを確認できた場所は7か所で、改善率は6.6%にとどまっています。

上に整理した件数は、今回の実地調査により確認された通行に支障や危険が及んでいる排水口（溝）の状況です。設置されている場所と、通行に支障が及んでいる原因をまとめています。原因で最も多いのが、横断歩道上や歩道上（歩道のない車道を含む。）、排水溝に設置されている合計97か所にも及ぶ格子幅30ミリのグレーチング蓋です。この3年間で、つえの先が落ち込むおそれのない格子幅の細いグレーチング蓋に交換されたのは僅か3か所しか確認できていません。また、コンクリート製の蓋の穴の多くは、5センチ×14センチで、つえの先が落ち込んでしまうのは言うまでもなく、小さな子の足が挟まったりする危険があります。

前出の陳情の議会審議で、令和元年8月のまちづくり委員会における市の説明では、車道においては排水機能の面から交換しないとの見解が示されていました。しかし、排水機能を懸念するのであれば、路肩の排水口の上に設置している車両出入りのための段差解消ステップ（プラスチック製、コンクリート製、鉄板など。）が多数見受けられ常態化していますので、不法占有物として道路管理者が設置者に対して撤去を求めるのが先であり、ほかにも、路面よりも高く盛り上がって排水機能として疑義のある排水口が多数見受けられますので、速やかに改修する必要があります。

加えて、道路交通法がその後改正され、現在、自転車は原則として車道を走行することになっています。路肩に設置してある格子幅30ミリのグレーチング蓋は、自転車がハンドルを取られたり、スリップしたりすることにより安全走行に支障を及ぼす一因となっています。また、路肩の排水口の上に設

置された段差解消ステップ（プラスチック製、コンクリート製、鉄板など。）の不法占有物についても車道を走行するようになった自転車にとって危険な障害物になることから、走行のしづらい車道を避けて、歩道に侵入し歩行者の安全を脅かしているという悪循環が生じています。こうした現状はもはや看過できない課題となっています。

2 具体的な改善策

排水口の蓋の材質に関わらず、格子幅の細いグレーチング蓋で代用可能であれば10ミリのグレーチング蓋に取り替える必要があります。特に、横断歩道部分に設置された排水口は10ミリのグレーチング蓋への交換を急ぐ必要があります。

本市の「福祉のまちづくり条例整備マニュアル」には「排水溝は歩行者動線に原則設置しない」と書かれています。横浜市では横断歩道部分に排水口（雨水枥）を設置しない規定があります。横浜市下水道河川局下水道管路部に問い合わせたところ、古い道路などでは横断歩道部分に排水口が残っている場所があるものの、道路部門と下水道部門の連携がしやすい組織形態になっているため、歩道を掘削する水道やガスパ工事後の埋め戻しに際して、課題となっていた場所の道路修繕などの調整が可能で、指針に基づいた仕事が徹底されているということでした。本市において明文化されたルールがなければ、新たな課題を生まないために、ルール化が必要です。

また、コンクリート製の蓋については、排水機能に支障が少なければ、蓋の穴にゴムやプラスチック性の詰め物を施しておくのも安価で容易な方法と考えますが、あくまでも応急的な対応ですので、バリアフリーの観点から支障の及ばない蓋への計画的な交換が必要です。

3 実地調査

実地調査は、3年前に一度実施しています。幸区内の全ての道路を一本一本くまなく歩いて課題の有無と程度を調べて状況を記録し写真を残しました。今回は2回目の調査として、令和5年9月から令和6年10月にかけて前回の方法に加えて、視覚障害者等の移動支援に資するように位置情報（緯度及び経度）も記録しました。

調査の結果、少なくとも1,100件以上の課題箇所（法令等の許容範囲を逸脱

し、通行に支障や危険が及んでいる場所）が確認されていますが、その一部について課題ごとに整理して今回の請願で是正改善をお願いするものです。課題箇所の件数は、前回調査実施後に改善が図られた場所や市が管理していない国道1号線については除いてあります。国道1号線における課題は、横浜国道事務所神奈川出張所に対して、令和6年7月に要望書を提出しています。

なお、記録した課題箇所の写真については省略しました。

4 根拠法令等、及び指針となり得る研究報告

実地調査及び調査後の課題並びに優先度等の評価については、以下の法令等と共に自転車の危険回避行動や雨水の排水機能についての研究報告に照らして検討しました。

(1) 根拠法令等

- ・ 道路交通法
- ・ 川崎市福祉のまちづくり条例、同施行規則、同整備マニュアル（本市）
- ・ 令和元年8月1日開催川崎市議会まちづくり委員会議事録、及び建設緑政局作成の議会資料「陳情第6号 歩道のグレーチング蓋の溝幅と側溝蓋の穴に関する陳情」
- ・ 横浜市下水道設計指針（管きょ編）同解説、第6章：柵及び取付管（平成23年度改訂版）横浜市環境創造局
- ・ 排水設備必携（令和2年9月）本市上下水道局

(2) 研究報告（一部）

- ・ 「狭幅員二車線道路における自転車の危険回避行動発生予測モデルの構築」土木計画学研究・講演集、2016年（平成28年）5月
- ・ 「道路構造の変化に対応した雨水の排除機能に関する考察」下水道協会誌、2019年（令和元年）5月

紹介議員

宗 田 裕 之